平成２６年（フ）第６１号
札幌市東区北６条東２丁目２番10号、商業登記簿上の本店所在地札幌市北区新琴似１条５丁目６番７号
破産者　ペンテック株式会社
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６号
群馬県高崎市下豊岡町69番地の５
破産者　有限会社玉川電気商会
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第６６１号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢字北側680番地の４
破産者　有限会社パートナーズモデル
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１８２号
埼玉県飯能市大字川寺162番地15
破産者　有限会社周工業
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３９９８号
東京都中央区晴海１丁目６－６－604
破産者　田ノ口邦雄
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７号
三重県伊勢市粟野町1045番地
破産者　西岡　久子
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
長崎県長崎市戸町５丁目680番地１
破産者　株式会社美西
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
沖縄県豊見城市字高嶺77番地
破産者　株式会社創建設
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４９３号
北海道紋別郡雄武町字雄武1742番地
破産者　大北冷蔵株式会社
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３７号
北海道旭川市４条通８丁目1703番地の９十字屋ビル
破産者　株式会社地球の民
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１１号
山形市薬師町１丁目13番12号
破産者　アイワード株式会社
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６号
山形県東根市大字東根甲643番地
破産者　株式会社阿波屋呉服店
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３５号
埼玉県ふじみ野市福岡377番地
破産者　有限会社三国工芸
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３４号
石川県野々市市扇が丘24番37号
破産者　ツーウェイ有限会社
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１００号
石川県能美市出口町ヘ64番地
破産者　大一建設株式会社
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４０号
三重県多気郡明和町佐田2156番地６
破産者　吉田　孝二
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第３１号
三重県松阪市垣内田町123番地
破産者　有限会社長谷川鉄工所
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１４０号
三重県四日市市別名３丁目13番２号、前住所三重県津市大里川北町295番地36
破産者　久保　裕史（旧姓眞見）
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
三重県四日市市大字塩浜2804番地
破産者　石田　定文
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第５号
三重県四日市市楠町本郷1692番地
破産者　有限会社ロビンス
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
三重県桑名市大字小泉663番地
破産者　亡鈴木克彦相続財産
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
福岡県大牟田市萩尾町２丁目327番地の１
破産者　株式会社ジョウナン
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部